第 19 号議案

令和６年 11 月 26 日
本部事務局人事部

地方独立行政法人神奈川県立病院機構任期付研究員に関する就業規則の一部改正　新旧対照表（案）

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th><th>改正理由等</th></tr>
<tr>
<td>
（給与）
第７条　第１号任期付研究員には、次の給料表を適用する。
任期付研究員給料表(1)
<table>
<tr><th>号給</th><th>給料月額(円)</th></tr>
<tr><td>1</td><td>414,000</td></tr>
<tr><td>2</td><td>475,000</td></tr>
<tr><td>3</td><td>538,000</td></tr>
<tr><td>4</td><td>621,000</td></tr>
<tr><td>5</td><td>722,000</td></tr>
<tr><td>6</td><td>824,000</td></tr>
</table>
２　第２号任期付研究員には、次の給料表を適用する。
任期付研究員給料表(2)
<table>
<tr><th>号給</th><th>給料月額(円)</th></tr>
<tr><td>1</td><td>346,000</td></tr>
<tr><td>2</td><td>382,000</td></tr>
<tr><td>3</td><td>410,000</td></tr>
</table>
（略）

（給与規程等の準用等）
第８条　前条に定めるもの以外に関しては、地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程（以下「給与規程」という。）及び地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員退職手当支給規程を準用する。ただし、第１号任期付研究員及び第２号任期付研究員に対する給与規程第 26 条第２項の規定の準用については、同条同項中６月に支給する場合においては「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 170」、12 月に支給する場合においては「100 分の 125」とあるのは「100 分の 172.5」とする。
（略）

附　則
（施行期日等）
１　この規程は、令和６年 12 月１日から施行する。ただし、第７条第１項及び第２項の規定は、令和６年６月１日から適用する。
（給与の内払）
２　改正前の任期付研究員に関する就業規則に基づいて支給された給与は、改正後の任期付研究員に関する就業規則による給与の内払とみなす。
</td>
<td>
（給与）
第７条　第１号任期付研究員には、次の給料表を適用する。
任期付研究員給料表(1)
<table>
<tr><th>号給</th><th>給料月額(円)</th></tr>
<tr><td>1</td><td>402,000</td></tr>
<tr><td>2</td><td>461,000</td></tr>
<tr><td>3</td><td>522,000</td></tr>
<tr><td>4</td><td>603,000</td></tr>
<tr><td>5</td><td>701,000</td></tr>
<tr><td>6</td><td>800,000</td></tr>
</table>
２　第２号任期付研究員には、次の給料表を適用する。
任期付研究員給料表(2)
<table>
<tr><th>号給</th><th>給料月額(円)</th></tr>
<tr><td>1</td><td>336,000</td></tr>
<tr><td>2</td><td>371,000</td></tr>
<tr><td>3</td><td>398,000</td></tr>
</table>
（略）

（給与規程等の準用等）
第８条　前条に定めるもの以外に関しては、地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程（以下「給与規程」という。）及び地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員退職手当支給規程を準用する。ただし、第１号任期付研究員及び第２号任期付研究員に対する給与規程第 26 条第２項の規定の準用については、同条同項中「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 170」とする。

（略）
</td>
<td>
・組合との交渉結果を踏まえ、給料表の改定を行うための改正

・組合との交渉結果を踏まえ期末手当の支給月数の改定を行うための改正
</td>
</tr>
</table>